

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：那須町水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和30年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	那須町	職員数*（H19. 4. 1現在）	14
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	98 (H18)	公営企業債現在高（百万円）	4281
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	1306
不良債務（百万円）	0	財政力指数*	0.84
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率*（%）	11.2 (H19)
		経常収支比率*（%）	93.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	那須町公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	那須町長 佐藤正洋
既存計画との関係	那須町行政改革集中プラン(H17～H21)
公表の方法等	広報紙、町ホームページ、町議会全員協議会で報告（いずれも12月～3月予定）
基本方針	民間的経営手法の導入や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどを行い、社会経済情勢の変化を適切にとらえ、より一層の経営の健全化を推進していくものです。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		96	179	275
	補償金免除額		18	33	51
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			13	13

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	41,758	96,221	127,186	265,165
	上水道事業債（簡易水道分）	18,412		52,084	70,496
合 計 (A)		60,170	96,221	179,270	335,661
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		60,170	96,221	179,270	335,661

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)		0	0	0	0
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	0	0	12,627	12,627
合 計 (A)		0	0	12,627	12,627
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	12,627	12,627

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	那須町の水道普及率は77.67%と低く、未整備地区の解消と安定した供給のための水源確保や施設整備等多くの問題を抱え、経営状況は大変厳しいものがあります。この状況に対し、今後は施設の老朽化対策とともに、新たな施設整備が必要となりますが、多額の費用を要し、財政が圧迫されることが予測されます。そのため、高利の起債を早期に償還し支出を抑制することで、安定した経営のための剰余金や積立金の確保を図る必要があります。また最近では、団塊の世代の地方移住を受け、そのための施設の整備も必要となっております。
経営課題	課 題 ① 事務経費削減対策 多くの施設を抱え、その維持管理に経費が掛かることから、民間的経営手法を導入し人件費を含むコストの削減を図らなければならない。
	課 題 ② 未収金対策 長引く景気の低迷により、利用者の所得の減少や大口利用者（ホテル・旅館等）の倒産・業績不振で未収金が増えているため、徴収体制を強化し未収金の抑制を図らなければならない。
	課 題 ③ 水源確保と未普及地域解消対策 総人口に対する普及率が平成18年度で77.67%と県平均を大幅に下回るため、水源の確保に努め、未普及地域の解消を図らなければならない。
	課 題 ④
	課 題 ⑤
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※ (%)	94.4	103.0	102.1	108.1	107.3	106.9	110.1	112.6	115.2	116.4	
総収支比率(法適用) (%)	102.3	108.7	106.9	120.1	116.8	113.4	116.7	119.3	121.6	122.7	
経常収支比率(法適用) (%)	102.7	108.9	107.1	120.2	117.7	114.3	117.4	120.1	122.7	123.9	
営業収支比率(法適用) (%)	129.7	134.9	132.7	136.5	141.5	135.6	133.6	135.5	138.0	138.9	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	3.7	3.3	3.2	2.7	2.2	2.6	1.8	1.3	1.3	1.2
	うち基準内繰入金 (%)	3.7	3.3	3.2	2.7	2.2	2.6	1.8	1.3	1.3	1.2
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	13.9	35.8	52.5	2.5	60.5	42.3	73.3	68.0	68.0	66.7
	うち基準内繰入金 (%)	13.9	6.7	52.5	2.5	60.5	42.3	73.3	68.0	68.0	66.7
	うち基準外繰入金 (%)		29.2								
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>平成15年度に改定率9.5%増の料金改定を行った。現在のところ料金回収率も100%を超えており、給水区域の拡大や施設の改築等による大規模投資も無いため、料金設定については当面現行どおりとしている。また、給水収益は、年々分譲地(別荘地)で有収水量が増えているため、平成18年度決算時に比べ若干増加すると考えている。例年、年間で約150件の新規申込みがあり休止分と相殺しても給水人口で約26名増えていることから有収水量も増加すると考えている。尚、料金の徴収対策は、収納率が上がり未収金の抑制は図れるが、料金収入(調定)には影響しない。</p> <p>【H18実績より】(1人1日平均の有収水量)0.517立米×365日×26名=4,906立米増加</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>普通会計の財政状況が厳しい中でも、基準内繰入金については基準額どおりで見込んでいる。基準外繰入金については見込んでいない。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>新たな水源確保のため、平成19、20年度において建設事業費が一時的に増加する。しかしその後は、老朽管布設替工事等のみとなるため、建設事業費は平成18年度決算額程度で推移する。その他の大規模投資は予定していない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>平成20年度より料金の賦課徴収事務を委託とすることで職員数が減るため、人件費(2名分)を減額している。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 300 613 427">○ 地方公務員の職員数の純減の状況 <li data-bbox="147 427 613 1093">○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 531 613 675">◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 <li data-bbox="197 675 613 818">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 <li data-bbox="197 818 613 962">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 <li data-bbox="197 962 613 1093">◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>(経営課題①事務費削減対策に対応) 平成14年度と比較し平成18年度は現業職及び事務職を合わせ4名を削減している。平成20年度には業務委託により更に事務職を2名削減する。また、技能労務職については原則補充を行わず、外部委託などを検討し事務事業のスリム化を図っていく。</p> <p>(経営課題①事務費削減対策に対応) 平成18年度に国に準じて給与構造改革を実施した。地域手当は従来より支給しておらず今後も導入予定はない。また、これまでも時間外勤務の抑制による手当削減と特殊勤務手当の適正化に努め総人件費の抑制を図っている。</p> <p>平成20年3月までに、給与のあり方を見直しの上、取組方針を策定し町民に公表する予定。</p> <p>退職時特別昇給制度については、平成17年度に廃止した。退職手当については今後とも国に準じた取扱とする。</p> <p>共済組合法が示す基準により負担しており、基準以上の負担はしていない。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 1197 613 1340">○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 <li data-bbox="147 1340 613 1476">○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>(経営課題①、②に対応) 現在、水道メーターの検針を民間委託としているが、平成20年度からは検針業務に加え賦課徴収業務も民間委託とする。また、収納率向上対策の一環で新たな収納方法(コンビニエンスストア収納)を平成20年度に開始することで未収金の抑制を図る。なお、需用費等の経常経費について、毎年5%程度削減し予算の縮減に努めている。</p> <p>指定管理者制度の導入やPFIの活用などは検討していない。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>現在のところ、供給単価、給水原価とも適正と考えられるので引き上げは考えていない。また、平成18年度より一部積立金を国債で運用している。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>定員や給与等については、那須町人事行政運営等の状況の公表に関する条例に基づき、財務状況については那須町財務状況の公表に関する条例に基づき、年度や半期決算状況などを広報紙や町ホームページで公表している。</p> <p>○ 行政評価の導入</p> <p>平成17年度に行政評価システムを導入した。平成18年度には一部事務事業について試行し、今年度より本事業を含め全事務事業について本格開始をしている。平成20年度にはシステムを活用した行政経営をスタートさせる。</p>
5 その他	<p>(経営課題②未収金対策に対応) 平成20年度より賦課・徴収事務の民間委託に伴い、未納が発生した場合、給水停止までの期間を短縮するなどの対策により、未納額が膨らむことを未然に防ぐことができる。これにより給水収益の収納率が、現年分について平成18年度(96.07%)と比較し0.5%程度上げられると考えている。</p> <p>(V 促進効果2年度別目標 料金の徴収対策にある改善額の積算根拠) H20: $(710 \times 96.07\% \text{改善前}) - (710 \times 96.57\% \text{改善後}) = 3 \text{(改善額)}$、H21~23: $(711 \times 96.07\% \text{改善前}) - (711 \times 96.57\% \text{改善後}) = 3 \text{(改善額)}$</p>

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	(IVの1 職員数の削減について) 料金賦課徴収事務を民間委託とすることで、平成20年度より2名削減し12名とする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	(IVの3 歳入の確保について) 繰越欠損金については、当面発生しないと考える。料金については、平成15年度に値上げをしており、当面施設整備等の計画や大規模投資が無いため値上げの計画はない。 (IVの2 民間委託の推進、5 その他について) 平成20年度より徴収を民間委託とすることや新たな収納方法（コンビニエンスストア収納）の新設により未収金の抑制を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	普通会計からの基準外繰出金は無い。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
②	料金改定率		9.50%										
	改善額(料金の適正化)※1		72	72	72	72	288						0
②	料金の徴収対策					96.07		96.07	96.57	96.57	96.57	96.57	96.57
	改善額							0	3	3	3	3	12
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												0
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												0
	その他()												
	改善額												0
【経費の削減】													
①	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	128	115	106	103	98		98	84	84	84	84	
	改善額	11	24	33	36	41	145	0	14	14	14	14	56
	給与水準												
	改善額						0						0
	その他(法定福利費)												
	改善額						0						0
	職員給与費(退職手当)												
①	職員数(人)	16	15	14	14	14		12	12	12	12	12	
	増減数(人)	-2	-2	-1	-1	0	-6	-2	0	0	0	0	-2
	維持管理費等												
	改善額(適正化)						0						0
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)						0						0
	その他()												
	改善額						0						
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減												
	企業債現在高	4649	4751	4619	4456	4281		3904	3651	3492	3330	3164	
	増減		102	-132	-163	-175		-377	-253	-159	-162	-166	
							433						68
													51

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
年間総有収水量(千m ³)	4121.44	4098.70	4078.58	4138.18	4105.87	4110.00	4115.00	4120.00	4125.00	4130.00
公称施設能力(m ³ /日)	34235	34235	34235	34235	34890	34890	34890	34890	34890	34890
1日最大配水量(m ³ /日)	24058	23602	23154	20484	20349	20400	20400	20450	20450	20450
最大稼働率(%)	70.27	68.94	67.63	59.83	58.32	58.47	58.47	58.61	58.61	58.61
供給単価(円/m ³)	151.16	169.58	169.73	169.52	172.76	172.75	172.78	172.82	172.85	172.88
給水原価(円/m ³)	166.60	170.68	171.95	162.19	163.01	163.50	157.96	153.64	150.30	148.67

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成21年度中に統合計画を策定し、平成25年度までに全施設の統合を完了し一つの上水道事業とする。